

とちぎ材の家づくり耐震支援事業実施要領

(事業の目的)

第1条 この事業は、民間住宅の耐震建替に要する経費に対して市町村が補助を行う場合、県産出材を使用した木造住宅に対し県が助成することにより、既存民間住宅の耐震化及び県産出材の利用拡大を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- 1 耐震建替 栃木県民間住宅耐震改修等助成事業（以下「耐震改修等助成事業」という。）実施要領第2条第4号に規定するものをいう。
- 2 県産出材 「栃木県産出材証明制度」等に基づき、栃木県内の森林から産出されたことが証明された木材をいう。
- 3 木造住宅 建築基準法に定める主要構造部が、木造である住宅

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、耐震改修等助成事業を実施する市町村とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の対象は、耐震改修等助成事業において、県産出材を10㎡以上使用した木造住宅への耐震建替を行う個人に対し市町村が実施する助成事業とする。

(県の補助)

第5条 県は、予算の範囲内において、前条の事業を実施する市町村に対し、定額を補助することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。